

公社から電雷電会社の方に現物出資いたします場合に、現物の評価をしたわけではありませんが、その評価は御承知の通り、資産そのものに対する現在価値及び過去の例などをとりまして、将来を見通しましたところの収益性の見地からこれを調整いたしまして、出資の評価額が出ておりまして、それが三十二億七千八百万という数字、これは評価審議会の方で何回も審議を重ねた結果出ましたのがこの金額で、これがすなわち株の方に評価されておるという状況であります。すなわちこの評価がことしの一月半ばころにされたものでありますて、その当時から見通しました会社の営業ぶりはどうなるかというような要素は、すでに現物出資の額の評価に織り込んであります。結局それが株となつておりますから、その見込み資産そのものにも含みといふものはない。収益性の方も、評価當時においてそういう觀点を加味してあるのではありませんから、ここしばらくの間、市場が特別に異常に活発になるとか、あるいは著しく下向きになるとか、そういう關係がない限りは大體額面内外のところで納まるのが私どもの常識とした見解と言えます。

たい、株主の地位に立たない。それから公社の方も株主の地位に立たないとうような仕組みになつております。つて安定株主層を相当持たなければならぬ。その割合はどのくらいかと申しますと、これは会社によつていろいろ違うのであります。非常に多く分かれていますが、三割であります。されおりまして場合には、これは三割からあれば済むのじやないか。これから大体固まる傾向のあるようなのにつきましては、三割ではまずいらへ、四割、五割という線まではしいのだというようなことが、安定株式としての常識のように聞いております。そこで少くともこの場合には、半分以上の一の安定株主層が必要ではないか、従業員、役員、それを含めましての話であります。が、そういうものも追加しまして、半分以上というのが必要ではないかというようなことは私ども考えておりましたし、たまへ、会社の方から、会社経営関係の専門家の方の意見を徴しますと、どうしても六割くらいがこういつた形態の会社の安定株主層として必要ではないかというような関係もございまして、三十三億であります。が、そのうち六割としますと十九億八千万、大体この辺を目安にしてやつたらどうかというような考え方、つまり会社法関係の権威者といわれる人たちの意見もそうなりますし、それから私どもが考えております場合の従業員処分の限度も大体五割となつております。すなはち過半数を占めて強力なる

うことになりますと、勢いその方面に株が集まってしまうということになりますので、今後の問題といたしましては、やはり大阪なり仙台なり、あるいは九州なりの方でも同じような方式で処分をやるということによつて、全国の各方面に株の分布が行われるような方式をとりたいと考えております。

○成田委員長 愛知政務次官が来ておられるのですが、御質疑ございませんか。

○松前委員 私はけつこうです。

○柴田委員 去る十日の委員会におきまして、この国際電話の株式の問題で大分伺つたのでございまするけれども、その際木村説明員からの御説明を承つております場合に、従業員に対しましてあまりにも持分が少い。処分をなされました三百七十七万三千余株の一割にもなつてない、こういうことを私から伺いました場合に、その当時の御説明では、従業員に対しましてはできるだけ多く持たせなければならぬので、持てるだけ持たせよう、こういうお考えだと承つたのでありまするが、その後従業員の諸君に直接会つて伺いましたところによると、そうした株を開放するということを知らない従業員が相当あつたのであります。実際従業員に對しまして、この株式を開なさる場合に、ほんとうに従業員が全部わかるような方法を講ぜられたか、この点を承りたいと思います。

○木村説明員 従業員処分の形式は、当該会社の方で内部の従業員、役員がどのくらい持つであろうかといううな申込みをしまして、それを合計いた

やつてもらいたいということを申し出るのでござります。従いまして大蔵省自体において、会社の方に参りまして、従業員の方に募集するとかなんとかいうことは從来やつております。そこで会社の方では、下話としまして、従業員処分としてやりたいからどうだろうか、そこで私の方としましては、従業員処分大いにけつこうなことでありますから、ひとつその資料をまとめてまして、こちらに申し込んでもらいたい。会社の方では内部の公告を出したということで、私どもの方にもその写しうをもつております。でありますから、私どもの気持は会社の方によく通じておるわけであります。そこででき上りました結果が、資料にも差上げました通り九千九百万円、國の財産でありますから現金でなければいけない、つまり金をそろえて会社を通じて大蔵省の方に払はい込まれなければ、株が手に入らぬということになりますので、その当時のいきさつから申しますと、初めはもつと多いようなことを言つたのであります。が、金が集まらぬというようなことで、おちついた数字が九千九百万、こういうふうないきさつでござります。

会社は、従業員、役員、会社これは一体なんであります。つまり従業員処分をしてもらいたいという申出をするのと、会社といたしましては役員、従業員の全部のものをまとめて、右總代として大蔵省の方に交渉にお見えになるのでありますから、会社の方で必要な額をいただきまして、それだけの株を用意しまして、契約を結ぶという仕組みになつておりますので、処分の方法をまかせたというのではなくて、大蔵省の持つておる株の処分方式の一つが従業員処分ということになりますと、従業員処分というのは、会社の方で希望をとりまとめて、一括して大蔵省の方と契約を結ぶ、その募集の仕方、金の集め方につきましては、会社の内部問題でありますから、こちらとしては、気持としては決して切る意思はないのですがありますから、できるだけ精一ぱい持つてもらいたいという意向を伝えたのであります。

ども初めて知つたようなわけなのであります。私どもの方としては、政府の有価証券につきましては、管理、処分の責任を有する部局でありますので、その方につきましては全力を尽して経験を生かしてやるわけなのであります。が、でき上ります国際電信電話会社について指導するとか監督するとかいうようなことは、経験もございませんし、お門違いともなりますので、株の処分という点につきましては、会社の方と連絡をとりまして、間違いのないようにといふ方針で進んで参つた次第であります。

○柴田委員 そうしますと興業銀行が六千万円、その他は市中銀行が五千万平均ぐらい、こういうことでございましたが、これはやはり申込み等をお受けになつたのでございましょうか、大蔵省当局から懲罰なすつて、こういうような金額を持たしたのでございましょうか、その点を承りたい。

○木村説明員 金融機関にはそれ／＼協会がございまして、国際電信電話会社の方でも、将来のことを考えますと銀行の方面にお世話になることが多いという関係で、会社の方からも、会社は会社の立場といたしまして、そういう集まりにおきまして事業内容を説明いたしまして、そうしてできるだけ持つていただけないかというような話を別途いたしております。私どもの方では、この処分の方式がきまりましてから、「行々々は呼びません」でしたが、各協会の担当者に集まつていただきました。そうして金額の内容について、幾らということは強制できるものでもないし、それだけ持たなければ困るということでもないのであります。それで、またいろいろ銀行同士、ほかの例もあるし、他銀行との関連もありまして、その点についてはいろいろ先例たり慣習なりがあると思いますので、こちらからは別に懲罰なり懲罰はいたしませんでしたが、大体こういう形でございましたが、希望をとりまとめてもらいたいということを言いまして、出て来て来ました数字を集計いたしました、そちらをもつて処分の總額といった次第であります。

本銀行が真正銀行に立ちます。それでたしましたの銘柄がございますが、こういうものに、たとえば再担保になれる種類の有価証券がある、こういうことをわれくは聞いておりますが、この国際電信電話会社の株式は、そういう指定銘柄でございましょうか、その点を承りたい。

○木村説明員 ただいまのところ国際電信電話株式というものは上場されておりません。上場になります時期はと申しますと、第二次分の十四億何ぼというのが一般競争入札の形で市場に出て参りまして、それが市場の方の取引の対象になる。それからのことでありますので、ただいまのところ取引所関係には、この株式は上場されておりません。

○柴田委員 上場株にはなつていなくとも、たとえば日銀が地方銀行あるいは中銀から粗保にとれるというわく内にあるのかどうかということを承りたい。

○木村説明員 正確なことは聞いておりませんが、そういうものに指定したとかあるいは指定されたというようなことを、日銀当局なり会社から聞いておりませんので、今のところそういうものはないと推定するのが適當かと思ります。

○橋本(晉)委員 愛知政府委員にお伺いします。前会説明員の方と質疑応答をしたのですが、この特殊法人、法律などについて設定された独立会社ですが、いう会社は、他の目的もありますけれども、会社自体として安定性があるかどうか。つまりこれは経営上からどうですが、安定性があるかどうかといふ点をお聞きしておきたいと思います。

○橋本(登)委員 安定性があるというう前提でお聞きするのですが、この国際電信電話株式会社法の附則によれば、もちろん安定価格云々ということは書いてありませんが、附則「二十」には、「政府は、有価証券市場の状況を考慮し、なるべくすみやかに、前項の規定により譲り受けた株式を処分しなければならない。」となつております。この場合における「有価証券市場の状況を考慮し、」というのは、必ずしも公開をもつて売り渡すという意味ではなく、有価証券市場の需給状況を見て、前記のように割当方式をもつて株式を譲渡するという方法も含まれると思うのですが、この場合において、いわゆる公社に支払うべき金額が十分であるよう、ということからして、この評価審議会におきましても、審議会の基準となるべき評価の基準を「適正な財産率と認められる率により還元して得られる価格を基準とし、その財産の時価を参し、やくしなければならない。」という条項を特に加えておるのであります。というのは、独占会社であり、つまた電信電話公社としては、従来とも収益の上つておつた事業であるから、必ずしも経営者が悪くして移したのではなく、他の目的から、この際當會社に移すべしという見地から、これが民營に移されたのである。そういうことからして、財産の評価に対しては適正な収益率と時価を参考しないければならない、こういうことをあらためて明記しておるのであります。それを受けて「二十に、「公社は、会社の成長停滞なく、」云々とあり、「二十に」に

政府は、有価証券市場の状況を考慮して、これをすみやかにやらなくちやいかぬとなつておりますが、こういうことは、少くとも、いわゆる払込み価格の形式価格によらずして、できるだけ有利な条件でこれを公開しようということにわれくは解釈しているのです。しかしに今愛知政府委員が言われるように、この会社は、経営的に見て有利な条件でこれを公開しようとも、この基礎を見ても、健全なる会社であるというような前提に立つならば、この会社といふものがいわゆるアーミアム付の公開をする、当然に相当アーミアム付のことができただけではなかろうか。それが安定株主が必要であるという設立委員会の考え方——どちらの考え方か知りませんが、そういうことからして、六割という厖大な数字が安定株主に割当てられたということについてお伺いいたしたい。

○愛知政府委員 今の橋本さんのお話

は、ごもつともの点が多々あると私は思うのであります。ただこの株の引受けを考へました當時においては、先ほど来る御説明申し上げておりますように、公益事業であり独占事業であると形態の業態がないということでもございましたし、それから資産の内容の含みを見るか見ないかということ、これはまあ含みは見られないという状態ではなかつた分と思ひます。それから収益の還元の方からもいろ／＼考えなけれ

ばなりませんが、その当時においてはこの評価などいうことが非常にむずかしい仕事であったと思うのであります。いろいろ／＼専門の方々の御意見も微しまして、事柄の内容も十分検討してこういう措置をとつたということは、大事をとつたものの考え方としては、一応が、政府とし、あるいは大蔵省といった方法による以外には方法がなかつたのではなかろうか。同時に現実の事態として、先ほどお話をございましたが、たとえば現在のところ超債市場の状況その他から見ましても、やはり銀行等に実際問題としては相当持つてもらわなければならぬという状態でもあつたかと思うのであります。それで、私ども当局の考え方いたしましては、そういうものは政府の当然の仕事としてやるのだから差引きべきでない、売れた額十八億八千六百万余りをそのまま入れるべきだということに意見がこのほどまとまりまして、あとはただ入れる手続だけになります。

○橋本(登)委員 それでは二十一項の「なるべくすみやかに」という言葉が、たとえ現在のところ超債市場の状況その他のから見ましても、やはり銀行等に実際問題としては相当持つてもらわなければならぬという状態でもあつたかと思うのであります。それで、私ども当局の考え方いたしましては、そういうものは政府の当然の仕事としてやるのだから差引きべきでない、売れた額十八億八千六百万余りをそのまま入れるべきだということに意見がこのほどまとまりまして、あとはただ入れる手続だけになります。

○木村説明員 さようございます。

○橋本(登)委員 入れる手続というの、電話会社の運転資金といふものは、公社の方に支払うという意味でございますが、ただ入れる手続だけになります。

○木村説明員 さようございます。

○橋本(登)委員 そうしますと国際電信電話会社の運転資金といふものは、公社の方に支払います。

○木村説明員 さようございます。

○橋本(登)委員 そのほかのものにつきましては、原則として公開によつて処分するという御方針であります。

○木村説明員 一般民間の銀行、会社その他、これにつきましてはほぼ十分に合わなかつただろうと思うのですけれども、一時借入金等によつて運転資金をまかなうということになるのです。

○木村説明員 大きくわけまして銀行方面、いわゆる第三者的な方面と、役員、従業員、それから旧国際株主、大体この三つぐらいに大わけいたしまして、銀行、会社方面につきましては正式な約定書はとりかわすことはできませんが、紳士的な了解事項といたしまして、少くとも二年間ぐらいたままで、少くとも二年間ぐらいたままであります。その入れ方につきましては、処分代金が十八億八千六百万余り

○原(茂)委員 これは特に愛知さんにお伺いしたいのです。前にもちつと敷衍したのですが、結果的に見ますと、当時これを配付するときに、すでに関連産業などの株価の状況などから判断いたしましても、説明によりますと約一割から二割方低目に、――低いものと比較しましても安目にこれを配付しておりました。この株価は出せば相当高めの考えでは、この株価は出せば相当高いものになることは予期できます。結果するところ、当然やすべき公社の貴重な財源というものが、政府の認定のあやまち、处置のあやまちによつて不正に過ぎる値段でこれが処分されたというふうに今解釈するわけであります。もちろん法的には完全な措置が講ぜられておりますから、政府に責任はないといふことになりますしようけれども、今からでも内約をして手放さざります。もう一度おつかけていわゆる再評価をして、半年ぐらいかかるのを、いま少しぐらいさかのぼつても正妥当な市価の算定によつて、これに資本を要求する、もう少し、何割であるべきだと考えられるので、この株価に対する支払いを要求するというような処置をやるようにしたら、そのようなふたとお考えでしたら、そのようなふたとお考えるわけです。ことに公社の財源財政にありますと、非常に貴重な公社財政を、そのような過程でもし不正に過ぎたとお考えでしたら、そのようなふたとお考えされるのであります。

こういふことは、やはり私はできないかと考
えます。

○成田委員長 よろしくうござります

か。

○橋本(登)委員 国際関係じやないの
ですが、せつから愛知さんおいでです
から運用部資金のことわざよつと……。
電信電話公社の値上げの問題は一部資
金との関連がありますので、この点で
お伺いたしたいのですが、資料によ
りますと、本年度の資金運用部資金の
計画は、大体において翌年度への繰越
しが百二十六億円、こういうふうにな
つております。昭和二十七年度の場合
は二十八年度に繰越された額が百九十
九億円、約二百億円ですが、二十八年
度においては資金需要が多いと見えま
して、結局来年度に繰越しが百二十六
億円というふうになつております。こ
の百二十六億円の繰越金は政府として
は最小限度の繰越金であつて、なお運
用部資金が出せる余地があるかどうか
か、これがまず第一、なお今回の予算で
は四十億円の財政資金がなくなつてお
りますけれども、これについての事情
は当時説明がありましたが、来年度に
おいてはなお公社及び郵政省の方にお
いては、相当額の財政資金を考慮に入
れておる、大体六十億円ぐらいを考慮
したので、来年度の六十億円といふ額
のとの関連ですが、ことしはやむを得
ざる事情で財政資金が出せなかつた事
件が、本年度の四十億円がなくなりま
したので、来年度の六十億円といふ額
のとの関連ですが、ことしはやむを得
ざる事情で財政資金が出せなかつた事
件が、本年度においては六十億円といふ額
が、来年度においては六十億円といふ額
が、財政資金が考え方のどちらか、こう
いうことについての御意見を承りた
くと申すと

○愛知政府委員 資金運用部の問題でございますが、これは率直に申し上げるのであります。私が感じから申し上げますと、まず昭和二十八年度の前回の不成立予算を組みました場合には、運用し得る金が千六百七十億円といふふうに勘定しております。ところが、いにくこの四月以来資金運用部の原資の伸び方が非常に悪いのであります。そして、四月の郵便貯金の増加額なども思わしくはございませんでした。関係もございまして、その後五、六月には少し回復いたしておりますが、この千六百七十億を千五百八十億といふうに改訂しなければならないような状況であつたわけであります。一方たゞえば地方財政の問題でございますが、地方債につきましては、不成立予算の当初見込みましたものよりは相当多額に、どこかでこれはお世話しなければならないというような状態に追い込まれております。資金運用部といふものは、これも率直に申し上げるのであります。従来は財政政策の手の及ばないところを相当カバーする、非常にある意味では便利な組織であつたのですが、これまでに、資金運用部の操作がめんどう、かつ困難になると私は見通しておりますのであります。そういう關係からいたしまして、来年度への繰越年金の操作の問題でございますが、これは普通一般の金融機關のデータ等を持ち出し今までもなく、大体千五、六百億の原資を運用するという機関であります。それ

は、どうしても私はその一割程度のものが来年度に繰越しされることが、これはもう最小限度の要請ではないかと思うのです。すでに百二十六億の繰越しということは、その最小限の要請を少しすこし足を出していくと申し上げなければならぬような状態であります。なおもう一つ加えておきたいと思いますのは、御承知のように過去において保有しております公債八十一億円を売却する、こうしたことまでやつておるのでございまして、この過去に保有した国債を売却して、そうして繰越しを減らして、これでようやく運用の計画が立つというような状況になつておるというのが、偽らざる現状でござります。

それからさらくにその次に電電公社との直接の関係の問題でございますが、この点につきましてはすでに十分御検討を願つておることと思いますが、念のために私の考え方を申し上げさせていただきますれば、当初不成立予算のときには値上げの増収一〇%で、一年間で八十一億円、これを基礎に考えておりました。その際の計画としては、電電公社の赤字が五十九億、建設に充当し得る金が二十二億といふよう、御承知のごとく不成立予算の考え方でございました。私どもから申しますれば、当初は大体不成立予算のときの考え方をそのまま続けて参りたいと実は思つておりました。ところが電電公社におかれても、その間非常に慎重かつ詳細な研究を積まれまして、現在御審議を願つておりまする案によれば、八月以降の二五%增收、値上げで増収が百三十五億、赤字の充当は五十九億であります、建設の充当は七十六億、さら

にこれを平年化して来年度以降で考え方
ますれば、百五十六億程度は建設に充
當し得る金が出て来るということになり、またこれから五年計画とい
うものの基礎がこれによつて確立され
る。そういういわゆる外部負債と申
ますか、外部からの借入金もやはり相
当に二十九年度は期待しなければなり
ませんけれども、ともかくことしのと
ころは預金部にたよらないでも、これ
で行けば済むというので、さくばら
んに申しますと、私どもとしては電話
料金の値上げの戦前からの趨勢その他
とも考え方合せまして、こういう考え方
で電電公社がいわゆる自主的な長期計
画を立てるならば、非常にこれはあり
がたいことであるということで、先ほ
ど申しましたような資金運用部の状況
でもござりまするので、私どもとして
は賛成したような次第なのであります
。来年度の外部からの借入金をする
場合に、資金運用部がどれだけのお手
伝いができるかということでございま
すが、この点は私は電電公社の方の御
計画とともにらみ合せまして、できるな
らはある程度のお手伝いはいたしたい
と思うのであります。と申しますのは、
先ほど申しましたような資金運用
部の状況ではございませんけれども、今
度二十八年度の予算がまとまれば、と
もかく実際の問題としてこの年度の後
半にかけては、相当散布超過の状態に
なりますから、自然郵便貯金なり簡易
保険なりの方でも、これらの努力によ
つては今見通されるよりは原資の蓄積
がよい見込みになつて来るのではないか
ろうか、またそういうように努力をし
なければならぬ。それから他方にお
きましては、地方財政などの関係につ

いては、いわゆる中央、地方を通ずる
税制の根本的改革とすることも考えられ
ておりますので、地方債の問題など
についても新しい構想がある人は出て
来るかもしれない。そういうことを考
え合せますと、総合的にいつて、来
年度はもう絶対に資金運用部は電電公
社には出さないということを申
し上げるような段階ではないので、こ
れから大いに私はそういう点を研究し
て参りたい、こういうふうに考えてお
るわけであります。

○橋本(登)委員 不成立予算の一割値
上げで、二十億円の収益勘定になると
いうことはわれくも承知したのであ
りますが、同時に予算案は五箇年計画
というものをもちろん考えておつたよ
うでありますけれども、その五箇年計
画は外資導入というものを一部入れ
て、そうして公債並びに財政資金等を
合せて、一割の値上げでもつて五箇年
計画をやろう、こういうような計画の内
容のようでありますから、その外資導入
を一部資金勘定に入れての五箇年計画
というものについては、大蔵省は特に
御相談にあづかったのか、あるいはま
たそれについて大蔵省としては見通し
はどうあつたのでございましようか。

○愛知政府委員 電電公社のものとは
華に密接な連繋をとつておりまするの
で、外資導入のお話ももちろん伺つて
おり、また必要に応じて御相談にも乗
せておるわけでござります。ただこれは
今郵政大臣も公社の總裁もおいでであ
りますから、その方からお願ひした方
がよろしいかと思いますが、外資の導
入はけつこうなことであり、またやりた
いことでありますが、これは水力電気
の問題や火力発電の問題について、そ

の方の状況も見ておりますが、きままするにいたしましてもなかなか時日がかかるのが実情でございますので、その後われくの情勢判断いたしましては、必ずしも外資にたよらないでも、自立計画でとにかく十年たてば相当改善されるというこの熱意のある電電公社の現在の案どもをできるだけ尊重して立ち行きたい。大体こういうふうに考えておるわけでございます。

○橋本(登)委員 外資導入の考え方について当初相談をされて、それが当時においてはある程度可能性があつたということから、一応一割の値上げと政府の財政資金、外資導入、一般公債のわく、こう合せて五箇年計画を行こう、こういうような考え方であつたが、その後の情勢の変化によつて、外資導入は困難である、かつまた公社の方において建設資金勘定を料金收入の一部をもつて充てる、こういうような考えがあつたから、それに同調して今回の一五箇年計画ができるというふうにお話を承つて了承いたします。そこで当時の状況の変化でありますからしてやむを得ませんが、ただ今お聞きしますと、この前の五箇年計画、外資導入を含めた五箇年計画というものは、大蔵省においては一応、そういうことにについて確たる検討はしなかつたかもしませんが、とにかく不確定なる財源を基礎にしてこの五箇年計画を考えられて、そこで一割程度の値上げをしてよいという考え方にはざさんな点がある、こういうふうに解釈ができるのですが、どうですか。

○愛知政府委員 必ずしもすさんとも思わないのであります、やはりこの不成立予算を漏洩いたしました当寺は

らと多少考え方を違えましたことはこの案によつて御承知の通り事実でありますので、その点はどうも何と申し上げようはないわけであります。○橋本(登)委員 そこで私は、今要するに政府委員の方では、来年度の財政資金についてではできるだけの考慮をいたしました。こういうことでありますから、それを全面的に信用すればよろしいのですが、今申したように外資導入の点について、當時大蔵省も見込みはありました。こういうことではあります。ところ、この程度ぐらいは二十八年度の財政資金に組んでもよかろう、こういうお考えのもとにこの五箇年計画が作成された、こういたしますと、今度の五箇年計画は、政府の原案によれば、平均して三分の一を、五箇年の期間をもつて考えれば、料金収入から建設勘定にまわされるのが大体三分の一になるうと思ひます。そういう厖大な料金収入を建設勘定にまわして、ぜひとも五箇年計画を実行しよう、こういう建前で今国会にかけられておるのですが、しかもなお将来において料金収入による勘定及び公債のわくは大体確実と見てよいらしいと思う。要是財政資金ですが、財政資金が外資導入と同じように、来年においても間に合わない、こういうことでこれがペケになるようなことがあれば、五箇年計画の重要な面が割られる、こういうことをわれくは心配する。せつかく値上げを行つても、なおかつ五箇年計画ができなかつた。しかもその一部は財政資金が将来大体五箇年計画によりますと七、八十億のようでありますから、その程度の財政資金すらも間に合わない。こういう結果からして、加入者に相当の犠牲を蒙つてしまふことになつたのです。

なやといふことについては法律上にも疑義があるようにも思ひますし、まづ今のところでは平穡に、論議を起さずに出分され得る国債の現在高は、百八十一億の金額なのでござります。
それから前段のお尋ねでござりますが、それはまことにござるもので、二十八年度に資金運用部ができるか、こういうお尋ねでござりますが、先ほども申したように、実は資金運用部で御協力をまず先に申し上げなければならぬのが、私は現状におきましては地方債の問題だと思うのであります。しかしこの地方の財政の問題につきましては、税制の改正とか、あるいは地方が負担する事業の配分の問題であるとか、根本的に考えなければならぬことも相当多いので、そういうところとあわせて考慮いたしますれば、二十九年度には新しい考え得る情勢が出て来るかもしれないし、また大蔵省の立場だけでも申しますれば、もし他にもゆとりができるれば、投融資ができるようゆとりをつくりたいと考えておりますので、そこをもあわせて何とかしてこの六十億くらいは考えないと申し上げたわけであります。万一資金運用部の現在の形で御協力することができなかつた場合においては、私どもとしてはこれにかわる他の方法を考えなければなるまいと思つております。

の発行額の増加並びにその消化にして容易になるような方法を考えるということなどは、一つの対案として万一の場合には考へ得ることかと思ふます。しかし何といつても一番容易な方法は、資金運用部であることは申し上げるまでもない事であると思います。

○成田委員長 資金運用部の手持ち公債平均約四百億というお話をございましてが、これが新憲法発布後のことですが、これを処分することが法律上疑義があるから、疑義のない百八十一億を全部処分したのだ、こう言われたのですが、具体的にはどういう法律関係があるのでしようか。

○愛知政府委員 百八十一億の公債は、終戦當時までに発行された公債を、終戦時から引き続き現在まで保有しているものの総額であります。それから財政法によりますと、赤字公債の発行と申すと、あるいは行き過ぎかもしれないが、要するに政府が保有しているものを日本銀行に売却するということが、法律の上にはつきりとその趣旨が出ておるというのではありませんが、立法の趣旨として、終戦後に出した公債等については、これを日本銀行に売却するというような方法をとるということについて疑義のあるような書き方であるので、その点については法律關係や、当時の立法の趣旨等についても、いろいろ私どもとしても検討しておりますのでありますて、条文にはつきり表面から触れる書き方はもちろんしてございません。

○成田委員長 いたしますと、二十九年度で六十億の資金運用部資金でまかなうということは、預託金の増加その他のいい条件が出来たならば別で

ござりますが、手持ち国債の売却でそれをまかなくうということは現在のところ是不可能だ、こう解釈してよろしくございますか。

○愛知政府委員 論議を起さないよにというと語弊がありますが、平常一番安全な政府としてのやり方からえば、売り得る公債は全部この二十九年度計画で売り尽してしまつた。あるものに手をつけることは法律上も、当疑義があつて、結局そういうことになつた場合には、国会の御審議にて判定をしていただくよりほかない。ります態度からすれば、二十九年度に入つてからも問題は同様であつて、併思いますが、今政府が大事をとつて、公債を処分するということに疑惑があると思います。それで御指摘のように郵便貯金、簡易保険等の成績を上げること、それから運用計画上、御承知のように資金運用部に対しても、各方面から要請があつてきまつておつて、その全部に義理を立てなければならぬようなかつこうに今なつておるのであります。これが相当抜本的に考え方を変更するということになれば、電電公社の六十億くらいは考えられないことではない、こういうふうな気持でおるわけであります。

○成田委員長 最後に一点だけお尋ねしたいのですが、二十九年度においては、単に資金運用部資金の融資だけじゃなしに、他の方法も考慮したい、その一つとして公募社債の消化の面も考えてみたい、こういうお話をございましたが、その点に関連しまして、公社法の六十四条に、「政府は、公社に対し、長期若しくは一時の資金の貸付を

し、又は電信電話債券の引受けをすることがで
きる。」となつておりますが、この「政
府は、公社に対し、長期若しくは一
時の資金の貸付をし」の資金の
付は、特別会計だけでなしに、一般
計からの資金貸付も含んでおるもの
どうか承りたい。

○愛知政府委員 この条文の解釈で
ざいますがこれは法律としては一般
計を否定していいと思うのであります。
ただ實際問題としては、前例も
つたくないのではないかと思います
し、さらに現在の政府の見解とし
は、いわゆる政府が投資、融資を財
資金でやりまして、回収ができる筋
いのものはできるだけ特別会計にし
方がいいという見解で、今回も産業
資特別会計法案の御審議を願つてお
わけであります。そういう条理解
並びに政府当局の希望としては、こ
はやはり特別会計か、あるいは他の形
態と、原則として解釈していただき
い、こういうふうにえ考ますが、し
し法律論としては、私は一般会計を定
するものでないと思います。

○橋本(登)委員 関連して……来年
度において六十億円の財政投資が困難
な場合は、ほかのことを考えたいとい
う一つの例として先ほど申されました
が、その場合こういうことはどうで
ようか。百六十億の建設金を公募され
ると仮定しますと、預金部資金に予定
しております六十億を公募公債でまか
なわなければならぬという場合におい
ては、その六十億の利子補給を政府が
行う、こういうような方法は考えられ
ないでしようか。

○愛知政府委員 これはやはり理論と
しては考えられると思うのであります

○成田委員長 ほかに御質問はございませんか。
それでは次会は追つて公報をもつて通知することとし、本日はこれにて散会いたします。

午後零時四十九分散会